

議案第43号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

「第3章 目的税

目次中 第1節 都市計画税（第141条～第146条）」を削る。

第3条第2項を削る。

第19条中「、第139条第1項又は第145条第3項」を「又は第139条第1項」に改め、同条第1号中「、第105条又は第145条第3項」を「又は第105条」に改める。

第67条第3項中「（次条第4項の規定によつて都市計画税とあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）」を削る。

第68条第4項を削る。

第69条中「及び都市計画税額」を削る。

第3章を削る。

附則第21条の前の見出し及び同条から第31条までを削り、附則中第32条を第21条とし、第32条の2を第22条とし、第33条から第35条までを10条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の加西市税条例の規定は、令和6年度以降の市税の税目について適用し、令和5年度までの市税の税目については、なお従前の例による。

(審議資料)

これまで都市計画税を財源に実施してきた都市計画道路や公共下水道などの都市基盤施設が一定整備されたことに加え、市街化区域内において市街地再開発事業や土地区画整理事業等の事業実施地区と未実施の地区とで受益の差異が生じていること、また市街化区域の都市基盤整備の受益は市街化区域内だけでなく市全体に及ぶものでもあることから税負担の公平性等に鑑み、令和6年度以降の都市計画税を廃止するため、所要の改正を行うもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

令和5年9月定例会

議案等の件名	議案第43号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市税条例の一部を改正する条例の制定について		その他(

①【政策等を必要とする理由】

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象であり、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市制発足の昭和42年から目的税として課税しています。都市計画税の創設当時は、都市基盤施設が脆弱で、事業費の増加による財源不足の解消を図る必要がありました。現在は市街地の都市基盤整備も落ち着いたことに加え、同じ市街化区域内においても事業の実施に差異が生じており、市街化区域の都市基盤整備の受益は市全体に及ぶものであり、税負担の公平性の観点から都市計画税を廃止するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

都市計画区域を有する市町村の内、都市計画税非課税の市町村数(%)
 全国 1,364市町村のうち720市町村が非課税(52.8%)
 県内 39市町のうち14市町が非課税(35.9%)

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	4	ともに活躍しまちの魅力を高める
基本計画	13	効率的で持続可能な行財政の推進

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	第2期加西市行財政改革プラン
策定年度	令和4年度
計画期間	令和5年度～令和7年度

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方税法第702条
 都市計画法
 土地区画整合法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

R4年度決算額 都市計画税(現年分) 268百万円の減収
 R5年度都市計画税の納税義務者数・課税客体数(当初課税時)
 約4,600人・土地:約8,600筆 家屋:約7,200棟
 ※(参考)固定資産税の納税義務者数・課税客体数(当初課税時)
 約21,000人・土地:約115,000筆 家屋:約45,000棟

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	税務課	有・ 無